壬生町政だより

37年 1 月号

No. 3 7
毎月1回発行
発行所　栃木県壬生町役場
印刷所　株式会社 新生社

諸統計より

人口統計

37年1月1日現在		前月対増減
総人口	23,868人	3人増
男	11,613人	2人増
女	12.255人	1人増
世帯数	4.435世帯	1世帯増

農業基盤は土地改良で

事業費 六百四十五万円
受益戸数 百二十八戸

下稲葉西部土地改良区

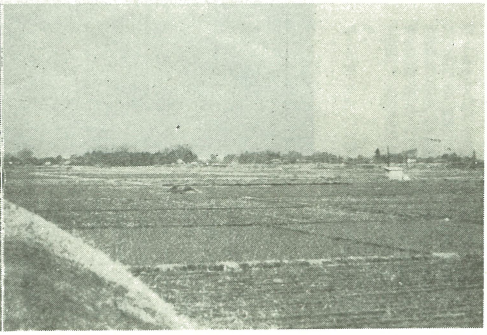

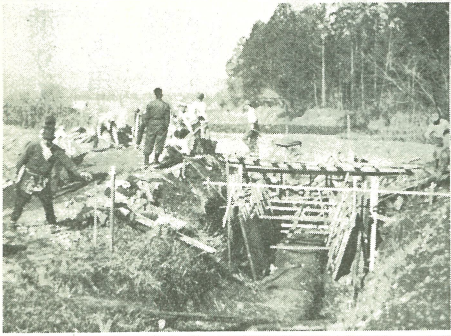

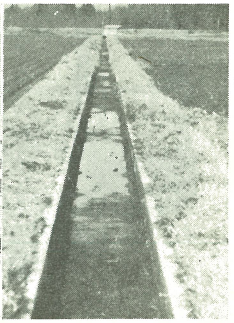

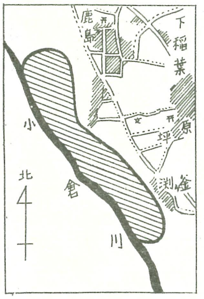

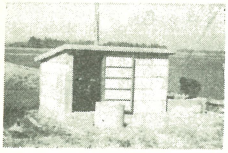

写真
上右…下稲葉土地改良区の全景
上左…現在やっている護岸工事
中右…コンクリート現場打ちの幹線水路
中左…U字フリューム管の幹線水路
下…電気架設、ポンプ、モーターを設備した機場（九つある）

新年に当り、よくまとまって地域の農業振興に努力している姿を紹介しよう。

下稲葉の鹿島、原坪、釜ケ淵の三部落がまとまって「壬生町下稲葉西部土地改良区」（理事長中村儀市氏）を作った。加入戸数は百二十八世帯、五百八十名がその世帯員だ。この部落は一戸平均水田八反三畝、畑五反歩でこれは稲葉全地区平均の水田五反歩より多く、壬生町の穀倉地帯の一部を占めている。この水田地帯が小倉川の沿岸のひどい漏水地帯で、たんぼの表土が平均十五センチ程度、その下は砂利。千メートル水を流すと二十五％ないし三十五％も水が漏れてしまう。ところがここ二―三年、小倉川の砂利採取により表流水が低下するし、小鍛排水路が枯れて用水ができない―という大変なことになった。そこで部落の人が話しあってまとめたのが、この土地改良事業だ。

この水田四十六町六反歩（明治四十四年から大正四年に耕地整理した）に❶幹線水路造成❷揚水の機場を作る❸支線水路造成―の三事業をやらなければ米が作れない現状だった。

昭和三十五年度中に幹線水路を二千三十七メートル、事業費が二百七十八万円。揚水機場が九カ所で三百九十四万円。合計で六百七十四万円をねん出しなければならない。

そこで、小田垣町長や地元では再三、県と交渉した結果❶幹線水路を国の事業として認めてもらい四割五分の国の補助を受けることに成功した。❷また揚水機場は県単事業として概算、総事業費の三割弱を県と壬生町で補助することになった。

地元は真剣だった。地元負担の事業費の相談や何かで二―三十回会合した。この土地改良事業によって生産高を七十七石八斗の増収を見込んだ。反当にしてみると〇、一七三石だ。そして第一期工事は終った。

果してそれだけの増収があったかどうか―昨年は稲の開花期に台風があった。その結果台風被害があっても用水が十分なので予定の収穫があったと地元の喜びはかくせない。

第二期工事の支線水路は昭和三十七年度の予定で、役場の高橋技師のもとで設計書が作られている。延長四千メートル、二百六十万円（農林漁業資金の融資）の事業費がかかるわけだ。工事の設計、監督はもちろん役場が受持っているが、地元でも労力をふんだんに供給して工事の進ちょくに一生懸命であることをつけ加えよう。また新農政のモデル地区として特筆されよう。

中村理事長談　国や県の補助金等の交渉や設計、監督など小田垣町長さんや役場の援助があって、むずかしい仕事が短時日の間に進ちょくした。それに組合員の力強い協力がこのように実を結んだことは本当に喜ばしい限りです。

町政には覚悟と信念
新農政の具体化

町長になって丸三年になりました。長いようで短かい年月でしたが、町民諸君のご協力によってようやく町発展のきざしも見えてきた。懸案の町の諸施設も若干を残すだけとなった。

本年は寅年。騎虎の勢いとかいうから大いに張り切って町政万般に亘り全力を傾注したい気持ちです。

一、新農政と取組む

町政をあずかる者として国の新政策を完全に把握して、町政に反映させるように務めなければならないと考えます。現在政府が執っている所得倍増政策によって、豊かな生活ができる時代が必ず来る。

その中で最も所得の伸びの低い農業は重点的に取り上げられている。十年後の生活の向上で勿論消費も生産も大きくなる訳で、**農産物の生産**では（経企庁構想以下同じ）牛乳を現在の五倍、肉を三倍、卵も二倍以上ふえ、果実や油脂なども三倍に増やそうというものだ。

米の生産は若干減るかも知れない。大麦、裸麦等は現在の八割減程度になるだろう。

また**耐久消費財**では十年後の生活状態を（百世帯単位で）テレビ八十六世帯、電気洗濯機七十一世帯、電気冷蔵庫五十世帯に入るような生活になる。

俸給は現在の七十％増に、国民一人当りの所得は十七万五千円になるだろう。

昭和三十五年度の国民総所得が十四兆六六四九億円で、前年比の伸び率は十六・六％これに対して農業所得が一兆二八五七億円で前年比伸び率は前者の三分の一の五・二％だ。

これはいかにしても農業の所得が低い。その原因として考えられることは（イ）農家の経営規模が小さく（ロ）他産業より労働の生産性が低い（ハ）成長農産物（果樹や畜産）のおくれ…等となっている。

この中で最も問題になる点は経営規模をいかにして大きくするかということと、資本集約の効率化をはかることだ。

二、商工問題・兼業農家の働き先は＝工場誘致で

本年も工場誘致が重点的にとり上げられねばならない。単に町の税金を増やすばかりが目的でない。

新しい農業の曲り角に立って兼業農家の働き場所を提供するために工場はぜひ誘致したい。工場が来ることは農業問題と一体不可分のものと確信しております。

三、町政各般では

（イ）壬生中学校の建設問題
（ロ）栃農壬生分校が普通高校に昇格するための施設問題
（ハ）工場誘致
（ニ）町、県道の改修工事の促進
（ホ）農政と農業問題の具体的施策

等を積極的に進めて参る考えです。

新しい年も担々たる泰平を楽しみ得る年ではない。以上述べた諸問題を解決してゆくことは容易ではない。しかしこれらは壬生町民が新しい歴史的時代を創るために与えられたまたとない尊い機会である。私は町民諸君とともにこのような覚悟と信念を持って、町政を進めてゆく考えであります。

＝小田垣町長談話＝

新入生をもつお母さんへ

まもなく、お子さんが胸をふくらませて待っている、入学の時期がやってきます。よい子の指導にお母さんのご苦労も容易ではないと思います。教育委員会や学校でも、新入生を迎えるために、いろいろ準備をすすめていますが、お母さん方もお子さんの身辺に注意を払って、およそ次の点に配慮してください。

まず学校は楽しいところだという考えをもたせ、よろこんでいくような心構えをつくっておくこと。

第二に、家庭生活から、学校生活という団体生活に入るので、先生や友だちとなかよく遊んだり勉強できるような気持をもたせる。

第三に、身のまわりのことは、自分で始末ができるようにしておく。

第四に、規律正しい生活ができるようにしておく。

第五に、勉強の準備は特にいらない。ただし自分のなまえがかけたり、読めたりする程度はぜひ指導してほしいことです。また数え方など大きい数まで指導している家庭がよくありますが、その必要は全くありません。もし、お子さんに興味があるならば、二十ぐらいまででよい。

第六に、体に故障があった場合は、よく医者と相談して治療しておくこと。特にトラホーム等は集団生活に影響するから完全に治しておきたいことです。

トラック乗り入れできる

町道 上田—東金剛寺線

上田から東金剛寺地内に入る町道は巾員がせまく、その上勾配が急なために、今まで四輪車特にトラックや消防自動車の乗り入れが困難であった。町では事業費七十一万円をかけて特にあい路になっている南口を延長三百二十メートル、巾員を四・五メートルに施工、昨年十一月二十七日から始めて一月末日を期して完成を急いでいる。田甫ぎわは玉石積みをし、水路も作った。地元ではトラックが入れると喜んでいる。

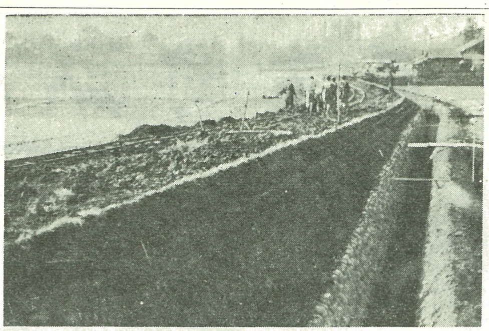
画期的な町道工事

生活改良推進委員に十五氏委嘱

農家の生活改善を強くおし進めようと十二月二十五日、町長から生活改良推進委員が委嘱された。委員は次のとおり

下表町山岸コト、下馬木石塚ヤス、上坪篠原ハマ、原宿杉山キソ、下稲葉粂島須ヤ、上稲葉福田キヨ、七ッ石高木イチ、羽生田木野内フミ、福和田足助モト北小林亀田キミ、安塚中村朋子上長田拓生中川キクノ、中泉臼井ハナ、国谷吉葉コト、助谷小川ヨシノ

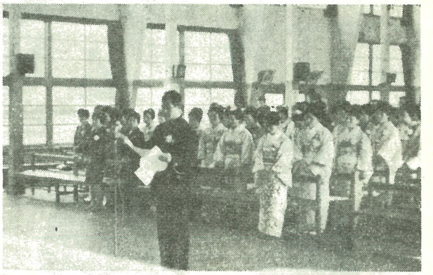

成人に仲間入り

男女493名

一月十五日は成人の日。壬生町では男子二百二十五名、女子二百六十八名計四百九十三名が成人の仲間入りをしたわけです。日本人として民族の自覚を持って町造り、国造りに励んで貰いたいと小田垣町長から励ましの言葉があり、劇を見た後記念撮影しました。

写真＝公民館で成人者の誓い

小児マヒの予防措置

生ワクチンの服用

三月に行なう

昨年は小児マヒの予防に効果をあげた「生ポリオワクチン」の服用を、今年も次の要領で実施することになりました。

○対象者

昭和三十七年三月一日現在で生後三ヵ月以上の未就学児童と小学生で服用を希望する者。

ただし昨年の夏「生ポリオワクチン」を服用し、「ソークワクチン」を三回接種した者は、生ワクチン三回服用者と同じ免疫効果がありますので、服用の必要がありません。

○実施方法

1.三月一日から三十一日までの間に「Ⅰ型ワクチン」を服用する。

2.四月十六日から五月十五日までの間に「Ⅱ型、Ⅲ型混合ワクチン」を服用する。

3.来年の一月頃から三月頃までの間に、「三種混合ワクチン」を服用する。

ただし昨年の夏「三種混合ワクチン」を服用した者は必要がありません。

○費用

三月分実施については無料ですが四月以降実施分については現在未定です。

○実施場所

学校区ごとに決定し、お知らせします。

おそろしい小児マヒを絶滅させるため、生ワクチンの服用をもれなく受けるようおすすめします。

今月の焦点

専業農家は五九・七%　大農家は米作中心 ②

農家台帳集計より

十二月号で農家の経営規模を分類してその移り変わりを書きました。

今回は農業所得に依存している度合いをみてまいります。

まず農業から得られる所得だけで生活している農家が、全農家の五九・七%の一、六一〇戸に上っています。残りの四〇・三%の農家一、〇八九戸の農家では、何らかの形で他より収入を得ている訳です。

壬生町としては自立可能の農家をどの線に引くかという事が論議されますが、農家所得だけで生活できる農家が一応当てはまるとすれば、やはり三町歩以上ということができます。

二町歩以下では何らかの農外収入に依存している点があげられます。

農業基本法により想定される適正規模面積がどの位か、また自立経営農家を育成するためにはどうすればよいか等が論議されてきましょう。

次に専業農家（世帯責任者が農業に専心している）をみると二町歩が境界線になっています。すなわち一町歩以上の農家では世帯責任者が農業に専従しているに反して、一町歩以下では世帯責任者が兼業に従事しているのが現状です。

この原因には農業所得だけでは生活はできないか、また生活は楽にできるが生活向上のための電化製品を購入するとか、子供教育費の捻出、機械力の買入れ費の一部とかを兼業によって得ようとしている。

次に生産物の方からみると二町五反歩以上の耕作農家では価格が維持されている米麦中心が特徴です。

一町から二町歩の農家では米麦中心から成長作物その他畜産方面に転換しようとするきざしがはっきり現われており小廻わりのきく階層といわれます。

この原因は家族労働力と耕作面積との関係が深く、限られた規模の中で所得をふやしていこうとする意欲がもっとも強く出ております。

	3町以上	3－2.5町	2.5－2町	2－1.5町	1.5－1町	1町－5反	5－3反	3反以上	計
農業所得のみで生活する農家数	17戸	93	314	557	430	178	16	5	1,610
上記の比率	% 100	94.5	93.5	83.5	66.7	37.7	7.0	2.5	—
専業農家	16戸	99	335	646	599	329	64	28	2,116
全農家に対する専業農家比	% 94.2	100	99.7	96.9	92.9	69.8	27.1	12.3	—
全農家数	17戸	99	336	667	645	472	236	227	2.669

普及しだしたトラクター

わが国の農業を先進国におとらぬ水準に引き上げるには、経営規模をひろげ、機械化をおし進めるのが先決条件とされている。その機械化の中心となるのは大型トラクターである。大型トラクターが事業用として使われ出したのは、農林省が二十六年に西南暖地のイモゴ土壌と北海道の重粘土、不良火山灰土の改良に心土耕、混層耕をとりあげてからです

三十年からは土層改良事業に三十二年には北海道を中心とした寒冷地の農業振興について、暖地の畑作改善用にもとりあげられるようになって、現在全国で二千五百台のトラクターが活やくしている。

各地区短針

▽…上稲葉青年団分団では、歳末助け合いの基金の一部にと町長宛に十二月二十九日募金を寄せて来ました。これは廃品回収をしてその売上げ代金の由。

▽…また同分団では一月七日研修会を開き、講師に小田垣町長を招き、新しい農政と壬生町農業の講話を開きました。その後分科会を開き、これからの分団の進め方について話し合った。

▽…農休日を設けました。上稲葉の上町では今年の一月から毎月第一日曜ということです。同町若妻会では一月七日会合を開き映画「家庭の民主化」「喜こぼれる嫁さん」を観賞、小田垣町長山出館長を招いて懇談した。

▽…稲葉地区婦人会では一月十六日から十九日まで、保健婦を招いて成人病対策として血圧の測定と健康相談を各字で実施した。

"個人事業税 個人住民税"の申告

昨年六月の地方税の改正で個人事業税、個人町民税、個人県民税を、申告期限までに提出すれば、控除が認められます。申告書を期限までに提出した場合としなかった場合では、税額がかなりちがってきますからぜひ「三月二十日」までに県税事務所または役場に申告書を出して下さい。

申告用紙は、各家庭に送付しますがもし届かない場合は、役場か県税事務所にありますからお使い下さい。

また、記載の方法等について、不明のときは役場にお尋ねください。

申告を条件として認められる各種控除

個人事業税	個人住民税 県民税、本文方式の市町村民税	個人住民税 但書方式の市町村民税
専従者控除 青色申告者 八万円限度 白色申告者 五万円限度	専従者控除 青色申告者 八万円限度 白色申告者 五万円限度	
純損失の繰越控除 青色申告者に限る	純損失繰越控除青色申告者に限る	純損失の繰越控除青色申告者に限る
被災たな卸資産の繰越控除すべての人に認める	被災たな卸資産の繰越控除	被災たな卸資産の繰越控除
雑損失の繰越控除すべての人に認める	雑損失の繰越控除	
雑損控除すべての人に認める	雑損控除	
	医療控除 社会保険料控除 生命保険料控除 扶養控除（一人目七万円 二人目より三万円） 税額控除 障害者 老年者 寡婦 勤労学生 県民税は一人四〇〇円 市町村民税は条例で定めた額	税額控除 専従者の数に応ずるもの 扶養親族の数に応ずるもの（市町村の条例で定める法定控除） 障害者 老年者 寡婦 勤労学生（市町村の条例で定める任意控除）

1 県民税の申告は、市町村民税の申告に合せて行います。

2 給与所得者（前年に給与所得以外の所得のないもの）で事業主が給与支払報告を市町村に提出しているものは申告するに及びません。

お知らせ

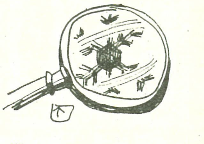

壬生町職員募集

壬生町では左記により職員を募集いたします。

一、募集人員　若干名

一、受験資格

昭和十一年四月二日から昭和十九年四月一日以前生れの者で新制高校卒業及び卒業見込みの者

本町居住者

一、受験手続

履歴書（横書き）身体検査書戸籍抄本一通、最終学校の調査書、本人の写真（無帽半身像4×6センチ位）

一、出願締切りは昭和三十七年二月十日詳細は役場総務課でおたずね下さい。

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

期間　自一月二十日 至二月三日

時間　午前八時三十分から午後五時まで

場所　役場本庁及び各支所（ただし国谷は本庁で）

今月の納税

町民税　第四期分

栃木県立農業講習所講習生募集

○本科…農業改良普及員及技術者養成、男子二十五名、修業年限二年、高校卒程度

○別科（園芸）…園芸作物の専門知識と技術修得、男女三十名修業年限一年、高校卒程度

いずれも出願期間は二月二十日から三月五日まで、出願及び問合わせは宇都宮市今泉町一八七四栃木県立農業講習所あて。

栃木工業高校 生徒募集

一、募集人員

機械科　百三十五名

電子科　九十名

電気科　四十五名

問合わせは栃木市入舟町二、栃木高等学校内、栃木工業高等学校開設事務所

壬生高等学校（仮称）生徒募集

一、募集人員

普通科　百名　男女

商業科　五十名　男女

二、学区＝宇都宮市、栃木市、小山市、下都賀郡

問合わせは栃木市平井町九一一栃木農業高等学校へ。

例月 レコードコンサート

二月三日（第一土曜日）

午後七時より

場所＝中央公民館のホール

クラシック、ポピュラーの愛好者はどうぞ。入場無料

県移動図書館 あけぼのが来ます

二月二日午後二時四十分から三十分間。中央公民館に参ります良い図書が約一ヵ月間、どなたも無料で借りられます。ぜひ申込み下さい（中央公民館）

老令福祉年金 未受領の方へ

老令福祉年金は一月上旬に各指定郵便局で払い出しましたが、まだ受け取っていない方があるようです。未受領の方は至急手続き下さい。証書と印かん持参のこと。

壬生史線 は一月は休みます。長らく高橋一凱氏の好意で掲載しましたが、一段落しました。二月号から福田教育長が執筆いたします。